

船橋市が目指すこども家庭センターに関する検討経過

1 船橋市が目指すこども家庭センター設置のポイント

本市が目指すこども家庭センターについては、児童虐待の発生を予防するための体制強化を最も重視し、主に3つのポイントから運営体制の検討を行いました。

(1) 児童虐待の発生予防体制の強化

<p>1)虐待発生予防に特化した相談体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待発生後の介入的な対応ではなく、予防的支援として寄り添い伴走型支援を実施できる体制。 ・早期対応として妊娠出産期や乳幼児期から支援を行うため、母子保健分野との連携強化を図る。
--

<p>2)こども、保護者からのヘルプサインを察知し、早期対応につなげられる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもや保護者の身近な相談先として、日常的に生じる不安や疑問であっても相談しやすい体制。 ・学校や保育所などの所属機関等が把握する「普段と様子が異なる」など関係機関の感じる違和感等について相談や情報提供等をしやすい体制。
--

(2) 虐待対応における再発防止体制の強化

<p>1)虐待対応における「寄り添い伴走型支援」実施の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の権限行使と並行して再発防止のための寄り添い伴走型支援を実施する。 <p>例)こども家庭センターが一時保護解除前から児童相談所と保護者の面接に同席し、スムーズな家庭引き取りの実現のために保護者等との関係構築や再発防止策の構築を行う。</p>

(3) こどもや家庭に係る相談体制の強化

<p>1)虐待発生のリスク要因として考えられている課題に対する早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待が発生する要因には、家族関係や健康問題、経済的問題が関係することが多いことから、市の設置している各種相談窓口と連携し、寄り添い伴走型支援につなげる体制強化を図る。
--

2 「こども家庭センター」体制案について

船橋市が目指す「こども家庭センター」の体制として主に次の3つの案を検討しました。

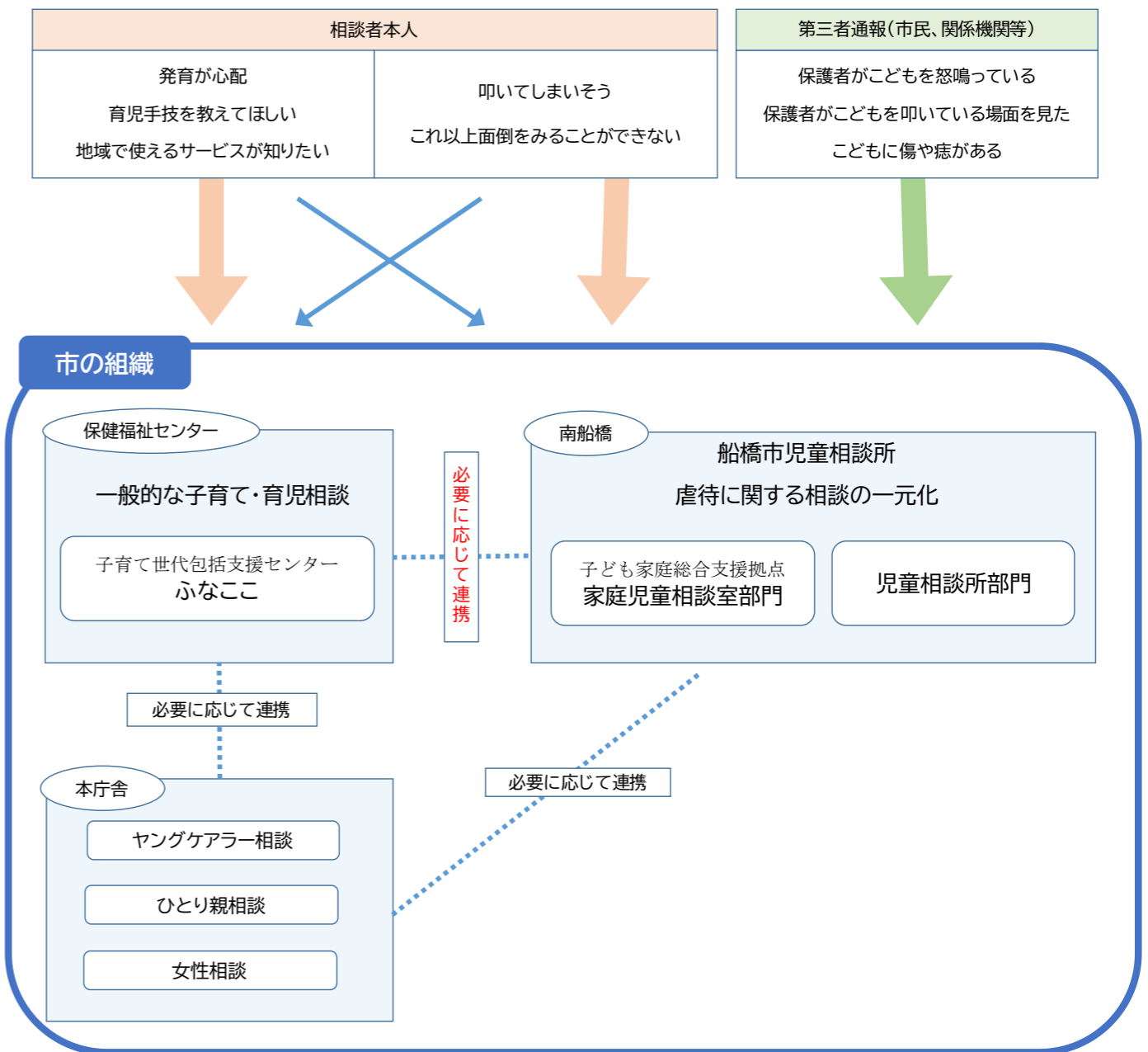
	児童相談所	こども家庭センター		その他の相談機能
		家庭児童相談室部門	子育て世代包括支援センター	
①機能連携案 (現行の基本構想)		南船橋	保健福祉センター	本庁舎・周辺
②別施設設置案	南船橋	本庁舎・周辺		
③同一施設配置案		南船橋		本庁舎・周辺

3 各体制案の概要とイメージ図

①機能連携案

- ・現行の基本構想と同様に、児童相談所部門と家庭児童相談室部門を同一施設に配置する。
- ・こども家庭センター機能(家庭児童相談室部門と子育て世代包括支援センター)は組織や設置場所が異なることから、組織をまたぐ形で機能を連携することで対応する。

※体制のイメージ図

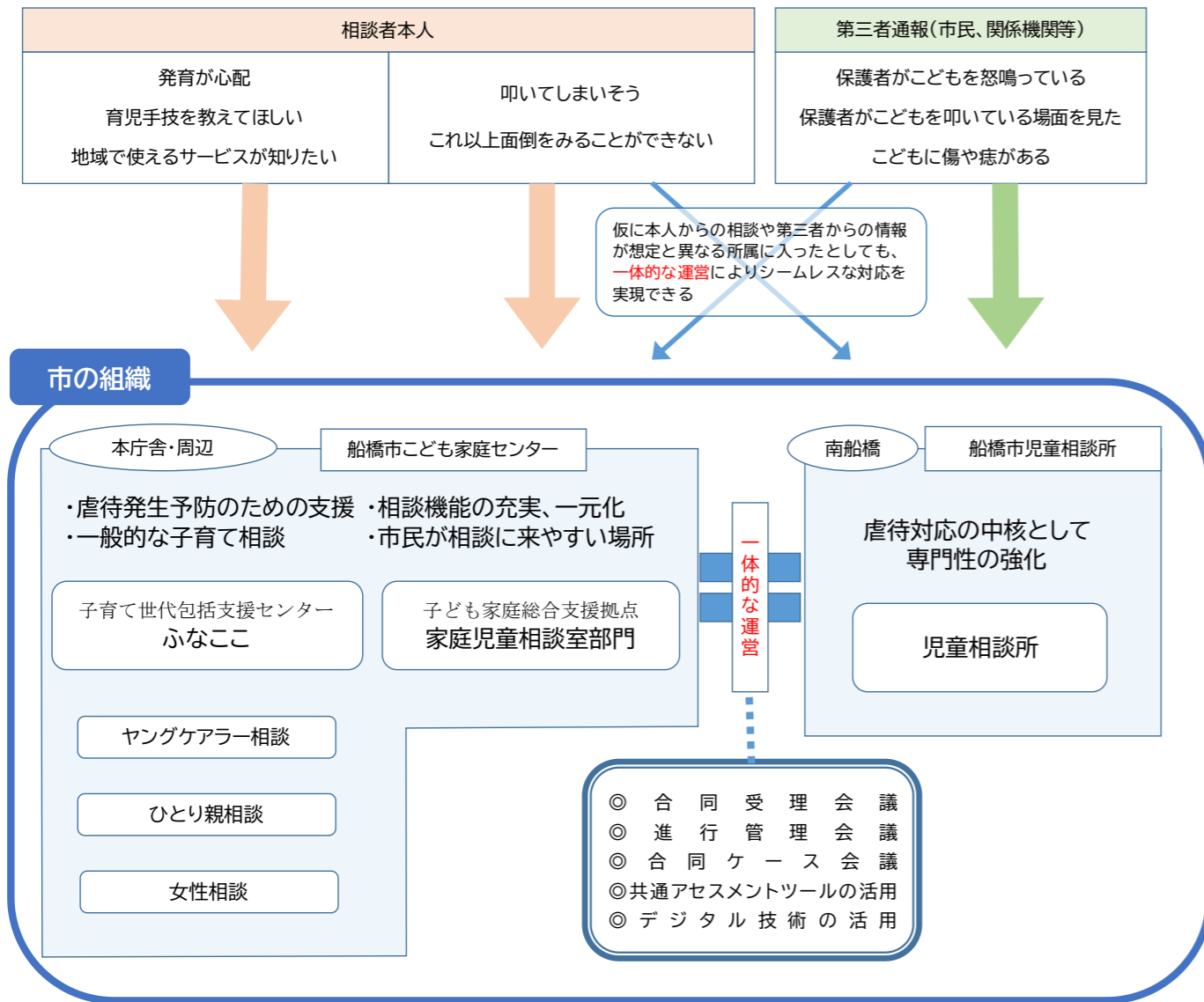


予防的支援の体制強化	こども家庭センターの設置場所	相談者の心理的ハードル
取り組みにくい (家児相とふなここが別な組織・施設)	南船橋、保健福祉センター	低い (児童相談所が別施設)
△	○	◎
育児相談・虐待相談の窓口数	虐待の再発防止(児童相談所の権限行使と並行した寄り添い伴走型支援)	こどもや家庭に係る相談体制の強化
2か所 (児童相談所、母子保健)	取り組みやすい (家児相と児童相談所が同じ施設)	必要時に連携する
○	◎	○

②別施設設置案

- ・子ども家庭センター(家庭児童相談室部門、子育て世代包括支援センター)と市児童相談所を別々の施設に配置する。
- ・子ども家庭センターは、市民が気軽に相談に訪れることができるような場所に配置する。
- ・相談機能の充実、一元化を図るため、子ども家庭センターと他の相談窓口(女性相談、ひとり親相談、ヤングケアラー相談)を統合する。

※体制のイメージ図

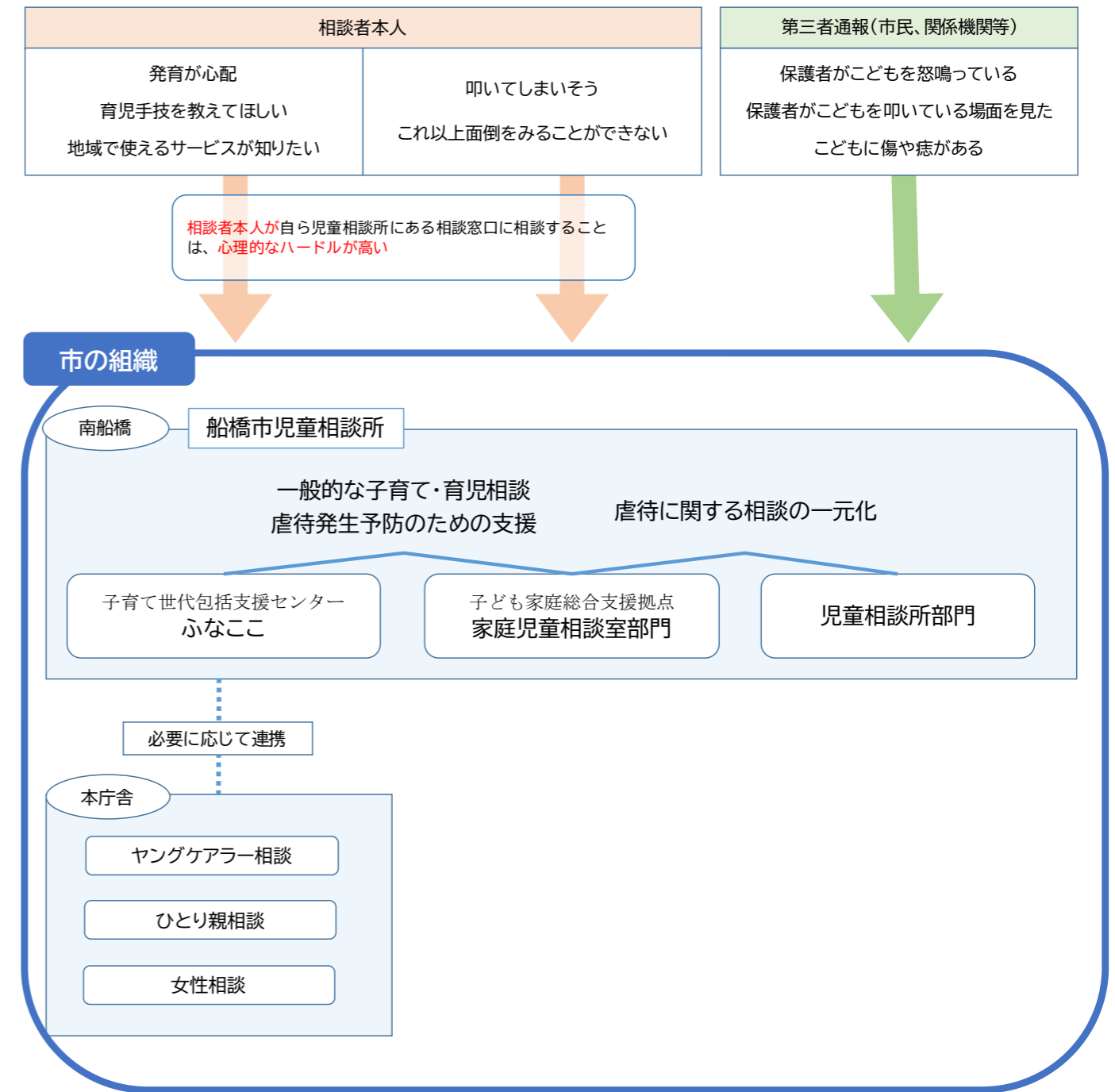


予防的支援の体制強化	子ども家庭センターの設置場所	相談者の心理的ハードル
取り組みやすい (家児相とふなここが同じ組織・施設) ◎	本庁舎・周辺 ◎	低い (児童相談所が別施設) ◎
育児相談・虐待相談の窓口数 2か所 (児童相談所、子ども家庭センター) ○	虐待の再発防止(児童相談所の権限行使と並行した寄り添い伴走型支援) やや取り組みにくい (家児相と児童相談所が別施設) ○	子どもや家庭に係る相談体制の強化 同一組織で連携しやすい ◎

③同一施設配置案

- ・子ども家庭センター(家庭児童相談室部門、子育て世代包括支援センター)を市児童相談所(南船橋)に配置する。
- ・一般的な子育て・育児相談から虐待に関する相談を一元化する。

※体制のイメージ図



予防的支援の体制強化	子ども家庭センターの設置場所	相談者の心理的ハードル
取り組みやすい (家児相とふなここが同じ組織・施設) ◎	南船橋 △	高い (児童相談所が同じ施設) △
育児相談・虐待相談の窓口数 1か所 (児童相談所) ◎	虐待の再発防止(児童相談所の権限行使と並行した寄り添い伴走型支援) 取り組みやすい (家児相と児童相談所が同じ施設) ◎	子どもや家庭に係る相談体制の強化 必要時に連携する ○

4 体制案の評価

船橋市が目指すこども家庭センター設置のポイントについて、主に下表のとおり評価しました。

		①機能連携案	②別施設設置案	③同一施設配置案
(1) 児童虐待の発生予防体制の強化	予防的支援の体制強化	取り組みにくい (家児相とふなこが別な組織・施設)	取り組みやすい (家児相とふなこが同じ組織・施設)	取り組みやすい (家児相とふなこが同じ組織・施設)
		△	◎	◎
	こども家庭センターの設置場所	南船橋、保健福祉センター	本庁舎・周辺	南船橋
		○	◎	△
	相談者の心理的ハードル	低い (児童相談所が別施設)	低い (児童相談所が別施設)	高い (児童相談所が同じ施設)
		◎	◎	△
	育児相談・虐待相談の窓口数	2か所 (児童相談所、母子保健)	2か所 (児童相談所、こども家庭センター)	1か所 (児童相談所)
		○	○	◎
体(2) 制再の発強防 化止	虐待の再発防止(児童相談所の権限行使と並行した寄り添い伴走型支援)	取り組みやすい (家児相と児童相談所が同じ施設)	やや取り組みにくい (家児相と児童相談所が別施設)	取り組みやすい (家児相と児童相談所が同じ施設)
		◎	○	◎
(3)こどもや家庭に係る相談体制の強化		必要時に連携する	同一組織で連携しやすい	必要時に連携する
		○	◎	○

こども家庭センター設置にあたり、本市が最重要視する児童虐待の発生予防体制の強化のためには、家庭児童相談室とふなこの実質的な一体化、市民が相談に訪れやすい環境、児童虐待のリスクを早期に発見し、寄り添い伴走型支援が早期に確実に実行できる体制づくりが重要であると考えました。

そのほか、将来の虐待相談件数の増加や職員数増加への対応などについても考慮し、本市のこども家庭センターは、②別施設設置案とすることが最も望ましいと考えました。